

医療措置協定について

【病院・有床の診療所】

2. 協定の申出について

兵庫県 保健医療部 疾病対策課

協定の進め方

申出フォームで申請

県で受領

協定書・指定通知書発行

【疾病対策課】医療措置協定の申出フォーム(病院・診療所)

1 利用規約の同意 2 医療機関情報の入力 3 ご連絡先の入力 4 申出内容の入力

1. 医療機関の基本情報

医療機関コード(10桁)を入力し、検索ボタンを押してください。
医療機関の名称と住所は、医療機関コードをもとに自動入力されます。

医療機関コード(10桁)※必須

検索

※「281」から始まるコードです。

必須 医療機関名称(自動入力)

必須 医療機関住所(自動入力)

必須 医療機関のタイプ

☐ 病院もしくは有床の診療所 ☒ 無床の診療所

※医療機関のタイプで調査項目が違いますので、ご注意ください。

2ページ目 全4ページ

[< 戻る](#) [次へ >](#)



各項目に貴院での対応可能数等を入力してください。
また、流行初期と初期以降の入力間違いが多発しております。
ご注意ください

申請を受領したあと、個別に対応いたします。
他に回答が必要な手続きもございますので、ご認識ください。

新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書(案)

兵庫県知事(以下「甲」という。)と別記に掲げる者(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、医療機関の協力のもと、甲が新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新興感染症」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新興感染症発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新興感染症の医療提供体制を確保することを

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新興感染症の発生等が認められると認める。【置換1】
開設者 【置換2】様

(医療措置等の内容)

第3条 乙は、前条の発生等が認められる。【置換3】
2 新興感染症に係る医療、個人防護具は、別

協定指定医療機関の指定について

標記のことに従って、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条第2項の規定に基づき、協定指定医療機関として下記のとおり指定します。

記

1 医療機関の名称 【置換1】
2 所在地 【置換3】
3 指定種別 第2種協定指定医療機関
4 指定日 令和8年1月 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

協定書と協定指定医療機関の指定通知書を送ります。

協定の進め方

申出フォームで申請

【疾病対策課】医療措置協定の申出フォーム(病院・診療所)

1 利用規約の同意 2 医療機関情報の入力 3 ご連絡先の入力 4 申出内容の入力

1. 医療機関の基本情報
医療機関コード(10桁)を入力し、検索ボタンを押してください。
医療機関の名称と住所は、医療機関コードをもとに自動入力されます。

医療機関コード(10桁)※必須
検索

※「281」から始まるコードです。

必須 医療機関名称(自動入力)

必須 医療機関住所(自動入力)

必須 医療機関のタイプ
☐ 病院もしくは有床の診療所 ☒ 無床の診療所
※医療機関のタイプで調査項目が違いますので、ご注意ください。

2ページ目 全4ページ
< 戻る 次へ >

Webフォームからの申請のみとなります。
下記、URLから申請お願いいたします。
URL：医療措置協定の申出フォーム（病院・診療所）
※上記リンクからアクセスできない場合は下記URLを直接
アドレスバーに入力しアクセスしてください。
<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/bs-moshide>

各項目に貴院での対応可能数等
を入力してください。

協定項目



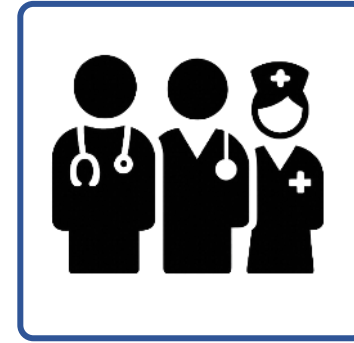
病床の確保



発熱外来



自宅療養者等への医療提供



人材派遣



個人防護具の備蓄

医療措置協定で対応いただくのは、厚生労働大臣により新興感染症（新感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症）の発生等公表が行われ、かつ県知事が要請した時のみです。

また、「新興感染症」と言っても様々な想定があり得ますので、「新型コロナウイルス感染症」を念頭に回答して下さい。

なお、協定指定医療機関の指定に必要な項目は「」もしくは「」で示す項目です。

協定項目－病床確保



①知事要請から病床確保いただくまでの目安（日数）

流行初期期間：知事からの要請後 7日以内 に病床確保

流行初期期間以降：知事からの要請後14日程度を目途に病床確保

②貴院で受入れることが可能な患者種別

軽症・中等症者 / 重症者（人工呼吸器管理・ECMO等が必要）

③特に配慮が必要な患者種別（受入れ可能な病院のみ）

精神疾患・認知症・知的障害者・妊産婦・小児・透析患者

※精神疾患や認知症、知的障害を有する患者のうち、
離床行動や危険行為等により特に配慮が必要な患者

協定項目－発熱外来



①知事要請から発熱外来設置までの目安（日数）

流行初期期間：知事の要請後 7日以内 に発熱外来を設置

流行初期期間以降：知事の要請後14日以内に発熱外来を設置

※流行初期期間については、対応可能な医療機関のみご回答ください。

②貴院で対応可能な発熱外来患者数

「1日あたり対応可能」な人数を回答いただいております。

協定項目－発熱外来（検査）



◆検査について

本項目における検査とは、「核酸検出検査」を指し、抗原検査は含まれません。

また、本項目の対象となるのは、「検体採取だけでなく、「自院で分析まで実施できる」医療機関です。

検体採取のみを行い、分析を外部の検査機関へ委託する場合は本項目の対象外となります。

なお、本協定の検査に関する規定は、感染症法第36条の6に基づく検査等措置協定を兼ねるものです。

協定項目－自宅療養者等への医療提供



①要請から医療提供実施までの目安（日数）

流行初期期間：知事からの要請に基づき、公表後3か月以内に自宅療養者等への医療提供を実施

流行初期期間以降：知事からの要請に基づき、公表後6か月以内に自宅療養者等への医療提供を実施

②対応いただく患者の病状

軽症者等を想定

③医療提供いただく方法

往診、電話・オンライン

④医療提供先

自宅、宿泊施設、高齢者施設、障害者施設

※健康観察の項目は「実施の可否の表明」のみになります。

協定項目－人材派遣



①派遣項目

感染症医療への従事：病院やクラスター発生施設への派遣
感染症予防等業務：特に感染症に専門的な知見を有する方について、高齢者施設での指導等へ派遣

②派遣可能な人材

医師、看護師、その他

協定項目－個人防護具



◆入力項目

備蓄量（枚数）：現在の備蓄量を入力（使用量の2か月分を推奨）

月あたり使用量：新型コロナウイルス感染症を念頭に月間の使用
推定量を入力

※厚生労働省では、備蓄する個人防護具は、平時から備蓄物資を積み増し、順次取り崩して使用する
ことを繰り返す方法（ローリングストック）を想定しています。



**Hyogo
Prefecture**